長崎市民神の島プール指定管理者募集要項

令和８年１１月

長崎市市民生活部スポーツ振興課

＜目次＞

１　指定管理者の募集 . . . 3
２　施設の設置目的及び概要 . . . 3
３　指定管理者が行う業務の範囲 . . . 3
４　指定の期間 . . . 4
５　管理に関する基本的事項 . . . 4
６　経費に関する事項 . . . 5
７　責任の分担 . . . 8
８　保険 . . . 9
９　公募に関する内容 . . . 10
１０　応募に関する事項 . . . 12
１１　申請書類 . . . 14
１２　申請に際しての留意事項 . . . 16
１３　審査及び選定の基準 . . . 17
１４　指定管理者の指定の手続き . . . 19
１５　協定に関する事項 . . . 19
１６　モニタリング . . . 20
１７　指定の取消し及び違約金 . . . 20
１８　その他の事項 . . . 21

１　指定管理者の募集

長崎市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び長崎市民水泳プール条例（昭和 48 年長崎市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の規定により、長崎市民神の島プール（以下「神の島プール」という。）の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

【根拠法令】
地方自治法第 244 条の 2 第 3 項
普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。
【根拠条例】
長崎市民水泳プール条例第 3 条第 1 項
市長は、長崎市民総合プール（以下「総合プール」という。）及び長崎市民神の島プール（以下「神の島プール」という。）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

２　施設の設置目的及び概要

(1) 設置目的
本市は、市民の体育の振興を図るため、水泳プールを設ける。

(2) 施設の概要
ア　名　　称　　長崎市民神の島プール
イ　所 在 地　　長崎市神ノ島町 3 丁目 526 番地 33
ウ　設置年月日　　平成 30 年 1 月 6 日
※その他の詳細は、別に定める「長崎市民神の島プール指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

３　指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務
指定管理者は、次の業務を行います。
なお、詳細は仕様書に従い実施します。
ア　神の島プールの利用の許可その他の神の島プールの利用に関する業務
イ　神の島プールの施設及び設備の維持管理に関する業務
ウ　前２号に掲げるもののほか、神の島プールの運営に関して市長が必要と認める業務

(2) 自主事業
指定管理者は、本施設の設置目的に沿い、施設利用者の利便性の向上や施設の魅力を高めるものと認められる場合は、本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、指定管理者独自の自主事業を実施することができます。
自主事業を実施する場合は、あらかじめ長崎市に実施計画書案を提出し、長崎市の承認を得たうえで実施してください。

また、自主事業を実施するにあたり、施設の改修等を行う場合は、長崎市から加工承諾等を得て実施してください。

なお、指定の期間が満了したとき、又は指定の取消しが行われたときは、原則として、指定管理者は、自己の負担において速やかに原状に回復しなければなりません。

４　指定の期間

令和９年４月１日～令和１４年３月３１日（５年間）

５　管理に関する基本的事項

(1) 開館時間及び休館日

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て開館時間及び休館日を設定することができます。

開館時間及び休館日についても提案してください。なお、承認の基準は長崎市民水泳プール条例施行規則（平成 21 年長崎市規則第 49 号。以下「規則」という。）第 4 条第 2 項及び第 5 条第 3 項のとおりです。詳細については、仕様書を参照してください。

(2) 施設利用等の許可及び制限

条例及び規則等に従って行ってください。

ア　施設利用の許可について

条例及び規則等に従って行います。

イ　施設の利用の制限に関する事項

(ｱ) 条例第 6 条各号のいずれかに該当する者については、入場を拒み、又は退場を命ずることができます。

(ｲ) 条例第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、利用の許可をしないことができます。

(3) 業務の全部又は主要な部分の委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ市長の承認を得た場合についてはこの限りではありません。

(4) 業務の一部の第三者委託又は修繕に係る業者選定

市長の承認を得て業務の一部を委託する場合又は修繕を発注する場合の業者は、原則として、長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 63 年 12 月 1 日施行）第 11 条に規定する有資格者名簿（修繕にあっては長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 55 年８月１日施行）第 11 条に規定する有資格業者名簿を含む。）に登録されている者の中から選定してください。選定にあたっては、有資格者名簿の地域区分が「市内」又は「認定市内」である者から選定しますが、履行可能な業者がいない、又は履行可能な業者が限られ競争性の確保が困難な場合は、「準市内」、「市外」まで順に対象とすることができます。

(5) 備品の取り扱い

指定管理者は、別途協定書等に定める施設運営に必要な備品を管理します。施設の備品は必要に応じて長崎市が購入（リースによる調達を含む）します。

ただし、指定管理者自らの判断により施設の運営のための備品を購入する場合、維持管理も

含め、指定管理者自らの費用で購入し、その備品の所有権は指定管理者に帰属します。

また、指定管理者において業務に必要な備品のリースを行う場合には事前に協議を行うものとします。

(6) 関係法令の遵守

指定管理者は、地方自治法、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）などの関係法令、条例、規則及び仕様書等を遵守し、業務を履行しなければなりません。

(7) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほか、長崎市保有個人情報等安全管理措置規程（令和５年長崎市訓令第２号）を準用し、個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、違反した場合には、長崎市は、損害賠償の請求をすることができます。

また、個人情報等の漏えい等の防止並びに本人からの開示の申出及び苦情への適切かつ迅速な対応その他個人情報等の適正な管理を図るために、指定管理者は個人情報等の取り扱い規程等を作成するものとします。

(8) 情報の公開

指定管理者は、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）第 25 条の規定により、情報の公開に関する規程等を作成するなど、施設の管理に関する業務に係る情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(9) 秘密保持義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は管理以外の目的に使用してはなりません。指定管理期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

(10) 文書の管理及び保存

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存することとします。文書等の管理及び保存の期間については、本業務の終了後 5 年間とします。ただし、長崎市が必要と認める文書等については、指定期間終了時に、長崎市が指示を行い、引き渡しを受けることとします。

(11) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次のような環境に配慮した持続可能な社会形成に向けた取組みに努めるものとします。

ア　省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出量削減

イ　廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理

ウ　環境負荷の低減に配慮した物品の購入（グリーン購入の推進）

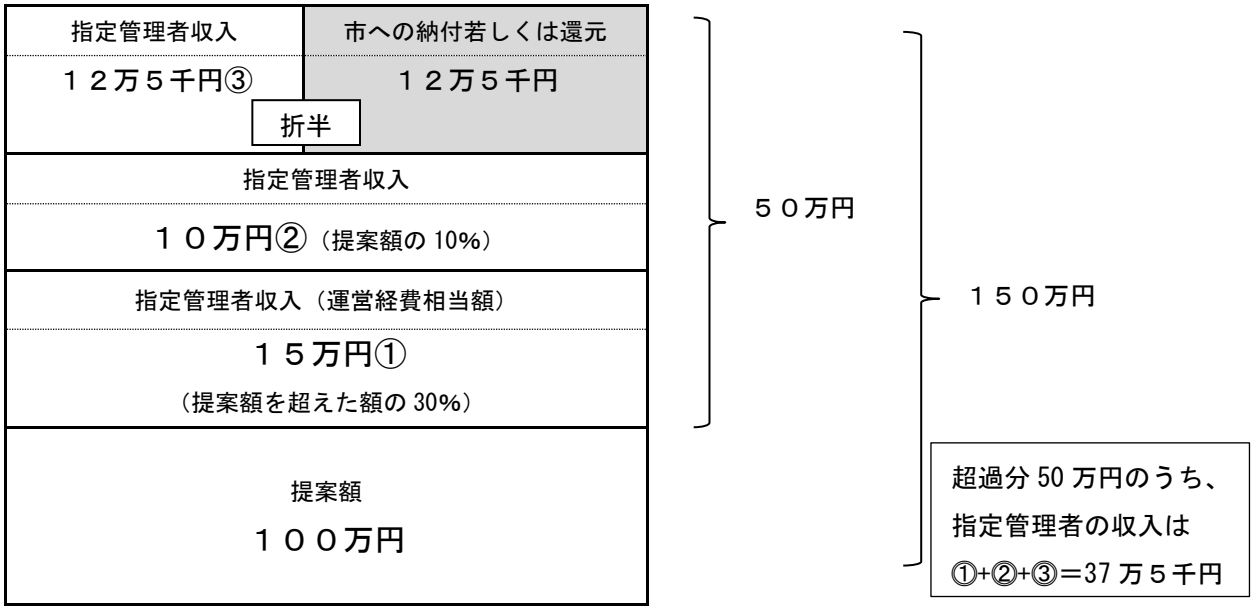
６　経費に関する事項

指定管理者は、長崎市が支払う指定管理に係る委託料（以下「委託料」という。）及び利用者が支払う利用料金収入により管理運営を行います。

長崎市が支払う指定期間の委託料の上限額は２１０，００３千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）です。この上限額を超えて提案がなされた場合は、その時点で失格とします。な

お、委託料の上限額は指定期間の修繕料１１，３２５千円を含む総額です。
※本募集要項における経費に関する金額はすべて税込（消費税率 10%）とします。
(1) 委託料
「長崎市民神の島プールの管理に関する業務の収支予算書（第６号様式）」（以下「収支予算書」という。）による提案に基づき、支出（施設の管理運営にかかる経費）から利用料金収入を差し引いた額が委託料となります。指定期間中に収入が不足する状況となった場合でも、長崎市は不足分の支出は行いませんが、物価変動や管理運営経費の変動等により、指定管理者の継続に重大な影響を及ぼす場合は、その都度協議します。
委託料の額は会計年度（４月１日から翌年３月 31 日まで）ごとに定めます。
また、委託料（修繕料を除く。）の支払方法については、前金払いにより四半期ごとに支払うことができます。前金払いで支払う場合は、前金払の履行報告書に関係書類を添えて報告していただきます。
詳細については、長崎市と指定管理者で協議のうえ、協定書に定めます。
なお、指定期間内に次の状況となった場合は、協議を行います。
ア　指定管理業務を追加及び廃止した場合
イ　「７　責任の分担」に基づく協議が必要となった場合
(2) 修繕料
修繕料に係る委託料は、会計年度ごとの額を概算払いにて支払い、精算を行います。
指定管理者は、支出の内訳が明らかな書類を添付のうえ精算書を作成し、長崎市が指定する日までに長崎市に提出するものとします。なお、精算した結果、残金を生じたときは、長崎市が指定する日までに長崎市に残金を返還しなければなりません。
(3) 利用料金収入
当該施設は利用料金制を適用します。したがって、利用者が支払う利用料金（利用料、施設の附属設備（コインロッカー）に係るもの）は指定管理者の収入となります。利用料金の額は、長崎市が条例及び規則で定める額を基準として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。
また、利用料金の減免（割引券の発行を含む。）については、長崎市が条例及び規則で定める基準に基づき、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て行います。
(4) 利用料金の取扱い
利用料金は、施設利用の許可の際に収受するものとし、利用日の属する年度の収入とします。令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの利用にかかる利用料金が、本公募により選定する指定管理者の収入となります。
また、次期指定期間に係る利用料金については、次期指定管理者に引継ぐものとします。
なお、利用料金については、指定期間中であっても改定を行う場合があります。その際の取扱いについては、必要に応じて改めて協議を行うものとします。
利用料金の収入が、指定管理者が提案した収支予算書に記載の利用料金収入額（以下「提案額」という。）を超えた場合、その超えた金額について、運営経費相当額として提案額を超えた額の 30%に相当する額を指定管理者の収入とし、かつ、提案額の 10%に相当する額を指定管理者の収入とし、残額の 50%を市への納付もしくは利用者還元に充てることとします。

（例）提案額１００万円に対して利用料金収入額が１５０万円であった場合

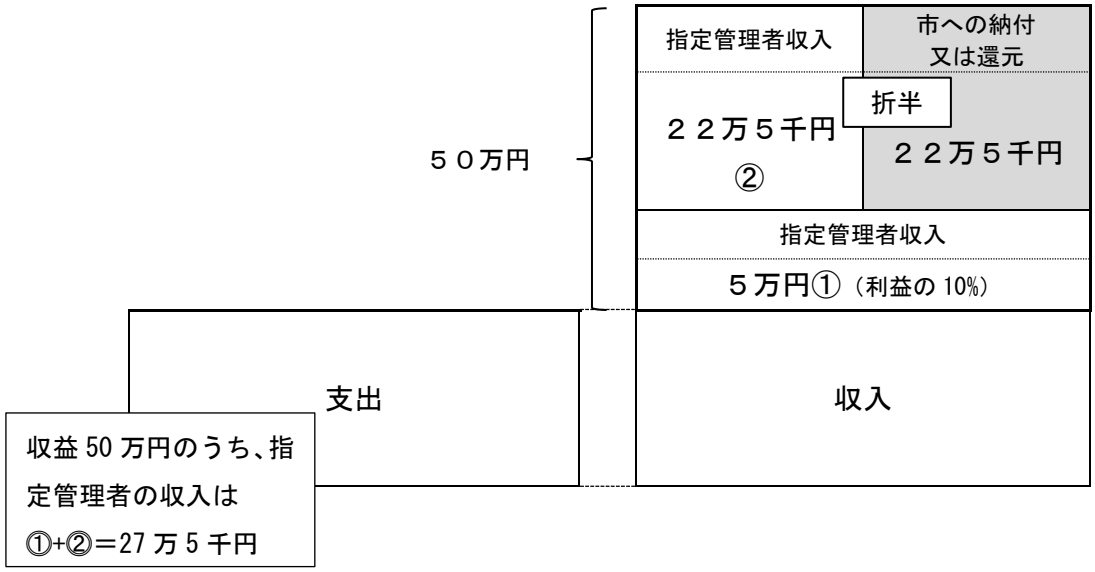


(5) 施設における自主事業の経費

自主事業の実施に係る経費についてはすべて指定管理者の負担とし、自主事業により得た収入については指定管理者の収入となりますが、損失が発生した場合は、すべて指定管理者の負担となります。

なお、自主事業により利益が生じた場合、公の施設を使用しての利益であることから、一定割合の市への納付や利用者への還元など利益の取扱いについても併せて提案をしてください。基準として、利益の 10%までは全額指定管理者の収入とし、10%を除いた残りの 50%を市への納付もしくは利用者還元に充てることとします。詳細については、協定書において定めることとします。

（例）自主事業の利益が５０万円であった場合



(6) 管理運営における課税

ア　法人税

指定管理業務は、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第５条第１項第 10 号の請負

業に該当するため、指定管理者は法人税の課税対象となります。

また、法人格を持たない任意団体も、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第２条第８号の「人格のない社団等」に含まれ、法人税法第７条の規定から収益事業に係る所得のみが法人税の課税対象になることから、任意団体であっても、申告が必要となります。

イ　事業所税

指定管理者制度における事業所税の事業主体（納税義務者）の判定は、収益の帰属（利用料金制度の採用の有無）により行うこととなります。利用料金制度が採用されている公の施設の管理運営事業は事業所税の課税上は収益事業として扱われ、その指定管理者は事業所税の課税対象となる可能性があります。事業所税の制度については、財務部市民税課にお尋ねください。

ウ　消費税

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第２条第１項第８号では、課税対象となる「資産の譲渡等」を、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。」と定義しています。

指定管理料は、指定管理者が事業としてサービスを提供し、地方公共団体はそのサービスの対価を支払うというものであり、消費税の課税対象である「資産の譲渡等」に該当し、指定管理料全額が消費税及び地方消費税の課税対象となります。

(7) その他

指定管理業務開始前の引き継ぎ準備に係る経費は指定管理者に指定された団体の負担となります。

7　責任の分担

指定管理者と長崎市の責任分担については、次のとおりです。

なお、詳細については、関係法令に基づいて、協定書に規定します。

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		※○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		○
自主事業リスク	自主事業の実施に伴い発生するリスク		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○

	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵（指定管理者の責）による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない（長崎市の責による）施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク	○（責任の範囲については協議する）	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休場等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎにかかる費用負担			○
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応）			○
維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理）			○（修繕については、1件当たりの金額が50 万円未満のもの）
管理事務所、倉庫等の物品管理			○
有料施設の利用の許可（受付、許可、料金徴収業務）			○
使用許可の受付・交付事務			○
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）			○
利用料金の収受			○
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収		○	
施設の法的管理（占用許可等）		○	
施設の整備、改修		○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）における指示等		○	
災害復旧（本格復旧）		○	

※　指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議します。

＜本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議します。＞

8　保険

(1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を長崎市に賠償しなければなりません。指定管理期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とします。

(2) 第三者への賠償

施設の利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第１条（公務員の不法行為による損害の賠償）、同法第２条（公の営造物の瑕疵による賠償）に基づき長崎市が行います。ただし、長崎市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求す

ることができます。

(3) 保険の付保

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入してください。なお、長崎市が加入している保険は次のとおりです。

ア　火災保険（火災及び災害）

・公益社団法人全国市有物件災害共済会建物総合損害共済

イ　全国市長会市民総合賠償補償保険

契約類型			D型
保険金額（支払限度額）	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2千万円
補償保険（見舞金等）	対象外		

※指定管理者が行う自主事業や、指定管理者が所有する車両に係るものなどは、上記の市加入保険の対象外であるため、必要に応じて指定管理者が加入してください。

※上記の市加入保険の詳細は施設所管課へお尋ねください。

９　公募に関する内容

(1) 指定管理者の公募及びスケジュール

実施スケジュールは次のとおりです。

ア　募集要項・資料の配布	11月6日（金）～11月30日（月）
イ　質問書の受付	11月6日（金）～ 11月16日（月） ① 1回目締め切り11月9日（月） ② 2回目締め切り11月16日（月）
ウ　応募者説明会及び現地説明会の開催	令和8年11月12日（木）
エ　申請の受付	令和8年11月18日（水）～11月30日（月）
オ　面接審査の実施	令和8年12月7日（月）
カ　選定結果の通知	令和8年12月下旬
キ　指定管理者の指定の手続き	令和8年12月
ク　指定管理者との協定締結	令和9年1月
ケ　指定管理者による管理の開始	令和9年4月1日（木）

※オの日程、場所等詳細については、後日応募団体に連絡します。

(2) 指定管理者の公募手続き

ア　募集要項等の配布

募集要項、仕様書及び申請書等の資料は、長崎市ホームページからダウンロードできます。また、スポーツ振興課の窓口でも配布します。

長崎市ホームページURL：https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/89863.html

イ　質問書の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。1回目の質問への回答は、11月12日開催の説明会並びに長崎市ホームページ上にて行います。また、2回目の回答は、説明会参

加団体及び質問団体に電子メール又は FAX にて回答し、併せてホームページにも掲載します。

質問内容は簡潔明瞭に記載されますようご留意ください。

なお、審査における公平性を損なうおそれがあると本市が判断する質問には、お答えできませんのであらかじめご了承ください。

受付期間：①令和 8 年 11 月 6 日（金）～11 月 9 日（月）
②令和 8 年 11 月 12 日（木）～11 月 16 日（月）
※ 受付期間外における質問は受け付けません。

受付方法：公募に関する質問書（第 1 号様式）に記入のうえ、電子メール、FAX 又は郵送にて送付されたもののみ受け付けます。電話や来訪など、口頭での質問及び受付期間外における質問は受け付けません。
※ 電子メール又は FAX での送付については、必ず通信の確認（電話にて）をお願いします。

提 出 先：長崎市市民生活部スポーツ振興課（長崎市役所９階）
担当　安田、稲尾（管理係）
〒850-8685　長崎市魚の町 4 番 1 号
電話　095-824-3728（直通）
FAX　095-829-1262
メールアドレス　sposhin@city.nagasaki.lg.jp

ウ　応募者説明会及び現地説明会の開催

募集要項の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について次のとおり説明会を開催します。

なお、共同事業体で応募を予定している場合は、当該共同事業体を構成する団体（以下「構成員」という。）を代表する団体（以下「代表構成員」という。）が出席してください。

※共同事業体については、１２ページ「１０　応募に関する事項　(3)　共同事業体に関する条件」をご覧ください。）

開催日時：令和 8 年 11 月 12 日（木）①10 時 00 分から 10 時 30 分まで
②11 時 30 分から 12 時 00 分まで

開催場所：長崎市民神の島プール（長崎市神ノ島町 3 丁目 526 番地 33）

参加人数：各団体 2 名まで

申込方法：応募者説明会参加申込書（第２号様式）に記入のうえ、電子メール、FAX 又は郵送にて 11 月 9 日（月）12 時までに送付してください。
※電子メール又は FAX での送付については、必ず通信の確認（電話にて）をお願いします。

申 込 先：上記 イ 質問書の提出先に同じ

エ　申請の受付

申請書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和 8 年 11 月 18 日（水）～11 月 30 日（月） 午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで　※最終日は午後 1 時 00 分まで 提出期限：11 月 30 日（月）午後 1 時 00 分（必着） 受付場所：長崎市市民生活部スポーツ振興課（長崎市役所９階） ※ 申請書等の提出は持参又は郵送とします。

１０　応募に関する事項

(1) 応募資格

地方自治法第 244 条の２第３項に規定する法人その他の団体（複数の団体からなる共同事業体を含む。）で、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ア　長崎市内に事業所又は事務所等（以下「事業所等」という。）を有し、その営業年数が３年以上ある者であり、当該事業所等において従業員を雇用していること。

イ　本募集に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同事業体の構成員である場合を除く。）。

ウ　３年以上の実績を有する（過去３か年分の財務諸表を提出できる）団体であること。

エ　長崎市税、長崎県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定により一般競争入札の参加を制限される者でないこと。

カ　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

キ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

ク　地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者でないこと。

ケ　長崎市指定管理者制度暴力団対策要綱（平成 17 年 12 月 21 日施行）第３条の規定により、代表者等が暴力団関係者、暴力団関係者を使用、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与、暴力団関係者と密接な交際等を有している団体に該当しないこと。

コ　長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成７年 11 月７日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中、並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でないこと。

サ　労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。

シ　給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していること。

ス　長崎市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと。

セ　当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していないこと。

⑵ 参加に関する条件

ア　次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当すること。

(ｱ)　次の免許又は資格等を有する（取得見込みを含む。）技術者を雇用していること（雇用見込を含む。）。

ａ　甲種防火対象物の防火管理者の資格所有者

ｂ　文部科学省が地域の水泳指導者を認定し、（公財）日本スポーツ協会が実施する「水泳公認コーチ１～４」の資格所有者

※　その他水泳の指導に従事する指導員は（公財）日本水泳連盟が認定し、各都道府県水泳連盟・協会が講習・試験を実施する「基礎水泳指導員」以上の資格を有すること。

ｃ　二級ボイラー技士の資格を有する者。

ｄ　プール衛生管理者及びプール施設管理士の資格を有する者。

（ｲ）　共同事業体で応募する場合は、当該共同事業体のいずれかの団体が（ｱ）の条件を満たすこと。

なお、(ｱ)ａ～ｂの免許又は資格等を必要とする業務については、再委託不可とし、(ｱ)ｃ～ｄの免許又は資格等が必要な業務については、再委託可能ですが、その場合、再委託の受託者が当該免許等を有していることが必須となります。

イ　本募集に対する申請は、１団体あたり単独または共同事業体構成員のいずれか１申請のみとし、重複して申請することはできない。

ウ　中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）は、申請時に当該指定管理業務を担当する組合員（上記⑴の条件を満たす者に限る。）を定めること。

エ　次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当すること。

(ｱ)　消費税の適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者として登録を受けていること（登録見込みを含む。）。

(ｲ)　共同事業体で応募する場合は、当該共同事業体の全ての団体が（ｱ）の条件を満たすこと。

また、代表者等が納税地を所管する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の申出書」を提出すること（提出見込みを含む。）。

⑶ 共同事業体に関する条件

ア　共同事業体の名称は、「〇〇共同事業体」とすること。

イ　構成員の数は 2 者以内とする。

ウ　構成員のいずれもが、上記⑴の条件を全て満たすこと。

エ　構成員間の協定により、代表構成員及び各構成員の責任分担を明確に定めること。

オ　指定申請書提出後の代表構成員及び構成員の変更は原則として認めない。

カ　協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合は、共同事業体の構成員になることはできない。

１１　申請書類

【共通】

提出書類		部数	
		正本	副本
1	指定管理者指定申請書（第１号様式）	１部	―
2	指定管理者指定申請に係る宣誓書（第４号様式） ※「１０　応募に関する事項　(1) 応募資格」に示す要件を満たしていることを宣誓するもの	１部	―
3	事業計画書（第５号様式） ※自主事業の提案をする場合は、あわせて自主事業計画書（任意様式）を提出してください。	１部	8部
4	当該施設の管理に関する業務の収支予算書（５か年）（第６号様式）	１部	8部
5	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（最新のもの）	１部	―
6	団体の概要書（第７号様式）	１部	8部
7	役員名簿（第８号様式）	１部	―
8	申請書を提出する日の属する事業年度の申請団体の収支予算書及び事業計画書	１部	8部
9	前３事業年度の収支計算書、事業報告書、法人税確定申告書（別表１、別表４及び別表５）その他団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類 ※法人税確定申告書（別表１、別表４及び別表５）については、税務署の受付が確認できるもの（電子申告については、受信通知の写しを添付すること）。ただし、法人税、法人県民税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していない場合は、当該申告書に代えて、下記No20を提出 なお、上記「団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類」について具体的には、次の法人区分の例により、必要な申請書類を提出すること。 ＜株式会社＞　※会社法及び会社法施行規則に従ったもの 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、附属明細書、監査報告書 ＜公益法人＞ 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録、監査報告書 ＜特定非営利活動法人＞　※ＮＰＯ法人会計基準に従ったもの 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書	１部	8部

	＜社会福祉法人＞　※社会福祉法人会計基準に従ったもの 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、附属明細書、計算書類の注記、財産目録、監査報告書		
10	法人市民税の確定申告書（第20号様式）の写し（申請直近の決算期で、本市の受付印があるもの）。	１部	―
⑪	長崎市発行の「長崎市税の完納証明書」	１部	―
⑫	長崎県発行の「納税証明書（未納がない証明）」又は「納税証明書（税額証明（法人県民税額並びに法人事業税額及び特別法人事業税額等））」	１部	―
⑬	税務署発行の「納税証明書（その３）」又は「納税証明書（その３の３）」	１部	―
14	労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類 ・労働局又は労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料の領収書（直近の１回分）の写し　等 ※雇用保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	１部	―
15	健康保険の加入を確認できる書類 ・年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書（直近の１回分）の写し　等 ※健康保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	１部	―
16	厚生年金保険の加入を確認できる書類 ・年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書（直近の１回分）の写し　等 ※厚生年金保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	１部	―
17	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことについての申出書（第９号様式） ※各種保険加入の義務がないため、上記14、15、16いずれかの提出ができない場合のみ提出してください。	１部	―
18	給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認できる書類 ・特別徴収税額通知書の写し及び領収書　等	１部	―
19	指定管理者指定申請に係る申出書（第１０号様式） ※「１２　申請に際しての留意事項　(2) 応募の制限等」に示す要件を満たしていることを申し出るもの	１部	―
20	法人税、法人県民税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（第１１号様式） ※公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税、法人県民税及び法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合のみ提出してください。	１部	―

【法人】

提出書類		部数	
		正本	副本
㉑	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	１部	―

㉒	地方自治法第260条の２第１項の認可を受けた地縁による団体にあっては、同条第12項の証明書	１部	―
㉓	印鑑証明書（法務局で発行されたもの）	１部	―

【その他団体】

提出書類		部数	
		正本	副本
㉔	＜代表者のみ＞住民票の写し	１部	―
㉕	＜代表者のみ＞ 身元証明書（本籍地のある市区町村で発行されたもの）	１部	―
㉖	＜代表者のみ＞ 登記されていないことの証明書（法務局で発行されたもの）	１部	―

【共同事業体で申請する場合】

提出書類		部数	
		正本	副本
27	共同事業体協定書（第１２号様式）の写し	１部	―
28	委任状（第１３号様式）（代表構成員を除く構成員全て）	１部	―

※構成員全てについて、上記【共通】の4～20及び団体の種類により【法人】㉑～㉓又は【その他団体】㉔～㉖の書類を提出してください。

【中小企業等協同組合で申請する場合】

提出書類		部数	
		正本	副本
29	中小企業等協同組合　組合員名簿及び誓約書（第１４号様式） ※指定管理業務を担当する組合員について定めるもの。	１部	―

【注意事項】

注１　提出書類は、官公署が発行する証明書等やむを得ない場合を除き日本産業規格のＡ４版とします。

注２　副本は、審査の公平性を確保するため、団体（構成員を含む。）が特定できないよう団体の名称、住所、電話番号等をすべて伏せて提出してください。

注３　提出書類の番号に丸が付いているものについては、長崎市の受理日を基準として３か月以内に発行されたものに限ります。

１２　申請に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

本件提案に関して、長崎市民神の島プール指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）委員、長崎市職員、その他本件関係者に応募者が接触することを禁止します。応募者が特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは失格とする場合があります。

なお、審査会委員は次のとおりです。

峰松　和夫（長崎大学教育学部）

内田　裕二（九州北部税理士会長崎支部）
荒木　康正（長崎市水泳連盟）
稲田　純子（長崎市スポーツ推進委員協議会）
一ノ瀬　誠（小榊連合自治会）

(2) 応募の制限等

１団体が指定期間を重複して指定を受けることができる長崎市の指定件数は６件までであるため、本施設の指定を受けることにより当該件数を超えることとなる団体は応募できません。

ア　複数の施設を一つにまとめて１件の公募として行われたものについては、当該複数の指定を１件とみなします。

イ　共同事業体の構成員として指定を受けている場合、各構成員については１件の指定を受けているものとみなします。

ウ　完全利用料金制の施設のみに係る指定については、１団体につき１件までとします。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容については、提出期限後において変更することはできません。ただし、提出期限後その内容に明らかな錯誤があると認められる場合は、審査会での協議により訂正することができます。

(4) 応募団体以外の者による禁止行為

応募団体の代表者又はその代理人（応募団体（共同事業体の場合は構成員を含む。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）以外が、次の行為を行うことはできません。

ア　事業計画書及び収支予算書の作成（作成に関する技術的な支援を除く。）

イ　審査会の面接審査への出席

(5) 応募者の失格

提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(6) 申請書類の完備

１１に掲げる申請書類が揃っていない場合は、申請を受け付けません。

(7) 応募書類の取り扱い

提出書類は返却しません。なお、申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、長崎市は指定管理者候補者の選定を行う際や長崎市議会の審議等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、書類は長崎市情報公開条例に基づき公開することがあります。

(8) 応募の辞退

申請後、辞退する場合には辞退届（第１５号様式）を提出していただきます。

(9) 費用負担

応募に際して発生する費用は、選定の有無にかかわらず応募者の負担となります。

１３　審査及び選定の基準

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、審査会において、技術点及び価格点の合計で評価を行い、審査会での審査の結果を踏まえ長崎市において指定管理者候補者を選定後、議会の議決

を経たうえで指定管理者を指定します。

(2) 審査の内容

ア　資格審査

提出された書類により、必要資格等の審査を長崎市において行います。

イ　書類・面接審査

応募内容や事業計画の取組み内容などについて、審査会が、書類及び面接にて審査を行います。

面接ではプレゼンテーションを行っていただいたうえで質疑を行うため、応募団体の代表者又はその代理人（応募団体（共同事業体の場合は構成員を含む。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）2名以内で出席してください。

ウ　審査の過程において、必要に応じて、事業所等の視察を行うこともあります。

(3) 選定基準

ア　安定した経営能力については、提出された書類により評価を行います。

イ　上記以外において、審査における評価項目及び配点は次のとおりです。

区分	評価項目			配点	
	大項目	中項目	詳細		
技術点	事業計画	施設の設置目的と計画	施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか	8	24
		サービスの向上	施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案であるか	12	
		評価と改善	事業の提案に創意工夫や評価・改善体制があるか	4	
	基本事項	基本方針	当該施設の管理運営業務について、施設の設置目的等に合った基本方針・理念を持っているか	4	12
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	4	
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切か	4	
	管理運営体制	人員配置	職員配置は、当該施設の業務を行うのに適切か	8	20
		収支計画・施設管理	当該施設の業務に係る収支予算書・管理に関する基本的事項は適切であるか	8	
		緊急時の対応	緊急時における、連絡体制等危機管理体制は適切か	4	
価格点	価格	経費	経費は適正か ※上限の範囲内において、一定の基準額までは経費の削減努力を評価しますが、その基準額を下回る場合はサービス水準の低下が懸念されることから、評価が下がります。	24	

(4) 失格基準

下記に該当する場合は失格とします。なお、ア・イに該当する場合は面接を行いません。

ア　施設を管理運営する安定した経営能力がないことが明らかなとき

イ　委託料について、事業者の提案額が、市が設定した上限額を超えるとき

ウ　各大項目のいずれかにおいて 50%未満であるとき

エ　技術点の合計点において 60%未満であるとき

オ　「人員配置」及び「緊急時の対応」のいずれかが 0 点であるとき

(5) 選定結果

選定結果については、採択、不採択に関わらず、申請団体に通知するとともに、長崎市ホームページ等において、申請者名、順位、点数等を公表します。

指定管理者候補者に決定した団体については、指定管理者決定通知書により通知することとします。

また、指定管理者候補者に決定した団体が、管理の開始までに「１０　応募に関する事項」に規定する要件を満たさなくなったときは、すみやかに長崎市に届け出てください。

１４　指定管理者の指定の手続き

指定管理者は、地方自治法の規定により長崎市議会の議決を経たうえで指定されます。指定議案は令和８年１２月長崎市議会定例会に提案することを予定しており、議決後、指定団体に通知します。

１５　協定に関する事項

指定管理者の指定後に、指定管理者と長崎市とにおいて指定管理業務に係る管理業務上詳細な事項について、協定を締結します。

また、協定書に定めのない事項が発生した場合には、改めて協議します。

(1) 協定に盛り込む事項

ア　総括的事項

・施設の概要（施設の名称、規模、開館時間、休館日など）

・指定期間

イ　管理業務の履行に関する事項

・業務の範囲に関する事項

・個人情報保護に関する事項

・情報公開に関する事項

・職員への教育・研修

・利用者等からの苦情への対応

ウ　施設の利用に関する事項

・利用料金に関する事項

・自主事業に関する事項

エ　委託料に関する事項

・委託料の金額

・支払方法及び精算方法

オ　事業の実施に関する事項

・実施計画の実施に関する取り決め事項

カ　責任分担に関する事項

キ　モニタリングに関する事項

・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項

・利用者アンケートに関する事項

・事故報告に関する事項

ク　指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項

ケ　業務不履行時等における違約金に関する事項

コ　指定期間終了に伴う措置に関する事項

サ　その他必要な事項

(2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と長崎市が協議のうえ定めます。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア　正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

イ　財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき

ウ　著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

１６　モニタリング

長崎市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。

指定管理者は長崎市が行うモニタリングに必要な調査及び報告を行うこととします。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

１７　指定の取消し及び違約金

(1) 指定取消し等の要件

長崎市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

なお、指定の取消し等に伴い指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、長崎市はその賠償の責めを負いません。

また、指定を取消した場合において、長崎市に損害、損失又は増加費用があるときは、指定管理者は長崎市に対し、その損害等を賠償することになります。

ア　指定管理者が虚偽又は不正な手段により指定を受けたとき。

イ　指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定を受けた後、業務の辞退や協定書の解除の申し出により本業務を履行しない又は履行の見込みがないと認められるとき。

ウ　協定又は関係法令等の条項に違反したとき。

エ　本募集要項「１０　応募に関する事項」の「(1)応募資格」に定める要件を満たさなくなったとき。

オ　施設の管理に重大な支障が生じる又は生じる恐れがあるとき。

カ　著しく社会的信用を失ったとき。

キ　その他、市長が必要と認めるとき。

(2) 業務不履行時等の違約金

指定の取消し等で業務不履行となった場合は、違約金として、指定管理者が長崎市に提出した本施設の管理に関する業務の収支予算書における指定期間に係る委託料の額から、長崎市が認める正当な履行部分に相当する額を除いた額の 100 分の 10 に相当する額を長崎市に納付していただきます。

なお、「６　経費に関する事項」(1)により前金払いにて支払われた委託料のうち、業務不履行部分に係る委託料については、返還していただきます。

１８　その他の事項

(1) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置

次のいずれかに該当した場合は指定管理者に指定しません。

なお、いずれの場合においても、指定管理者候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、すべて指定管理者候補者の負担とします。

ア　長崎市議会での議決が得られない場合

イ　議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事項が生じた場合

(2) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに長崎市に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア　指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、長崎市は指定管理者に対して改善等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めるものとします。また、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、長崎市は指定管理者の指定を取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

なお、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合には、１７の（1）、(2）と同様に取り扱い、その旨を協定書に規定するものとします。

イ　不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者及び長崎市の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、指定管理者と長崎市は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、長崎市は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるように協力していただきます。

(4) ネーミングライツの導入

本施設の名称は、「長崎市民神の島プール」ですが、長崎市では、民間事業者の支援のもと、長崎市が所有する施設等の魅力向上及び地域の活性化を図り、新たな財源を確保することにより、対象となる施設等の維持管理や運営を充実させ、健全で安定した財政基盤の確立及び地域への貢献の促進に寄与することを目的にネーミングライツ（※）の導入を進めています。

「長崎市民神の島プール」においても、今回の指定期間中にネーミングライツを導入する可能性があります。

ネーミングライツの導入に伴い、指定管理者が行う業務内容等に変更が生じることがあります。その際、指定管理者と市は業務内容等について別途協議を行うこととします。

（※）ネーミングライツ：長崎市との契約により施設等の名称に法人名や商品名などを冠した愛称を付与させることで、ネーミングライツを取得した法人から対価等を得るものです。

【問い合わせ先】
長崎市市民生活部スポーツ振興課（長崎市役所 9 階）
担当　安田、稲尾（管理係）
〒850-8685　長崎市魚の町 4 番 1 号
電話　095-829-3728（直通）
FAX　095-829-1262
メールアドレス　sposhin@city.nagasaki.lg.jp